

答申第305号
令和3年3月5日

岐阜市教育委員会
教育長 早川 三根夫 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田紀子



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和3年2月24日付け岐阜市教委幼第94号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

近年、子ども・子育て支援関係の人材に対する需要が急速に増加し、保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の平成30年2月の有効求人倍率は、共に約3.2倍と高い水準となっており、児童教育の質を支える保育士等の人材確保が全国的に喫緊の課題となっている。

本市においても、公立、私立を問わず、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「児童教育施設等」という。）の人材確保が困難な状況にあり、学校法人が運営する市内及び市近郊に所在する幼稚園及び認定こども園により構成される岐阜市私立幼稚園連合会からも人材確保への対応が求められているところである。

そこで、本市では、一旦児童教育施設等から離職した潜在保育士等（保育士資格又は幼稚園教諭免許を保有しているものの、保育の仕事に就いていない者をいう。以下同じ。）の児童教育施設等への再就職を促進し、児童教育の担い手を確保するため、「岐阜市児童教育人材ネットワーク登録事業」（以下「人材ネットワーク」という。）を実施する。

人材ネットワークは、児童教育施設等に就職を希望する潜在保育士等を登録し、児童教育施設等からその登録者に求人情報や研修会等の情報（以下「求人情報等」という。）を配信するよう依頼があった場合には、求人情報等を登録者に対して提供するものである。

以上から、教育委員会児童教育課は、人材ネットワークへの登録を希望する潜在保育士等を岐阜市児童教育人材ネットワーク登録者名簿に登録し、次に掲げる個人情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

ア 氏名
イ 生年月日
ウ 住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
エ 保有する免許又は資格
オ 配信を希望する情報の種類
カ 特記事項（免許更新の有無等）

2 個人情報ファイルの名称及び保有する個人情報
幼児教育人材ネットワーク登録者名簿

3 意見
適当なものと認める。